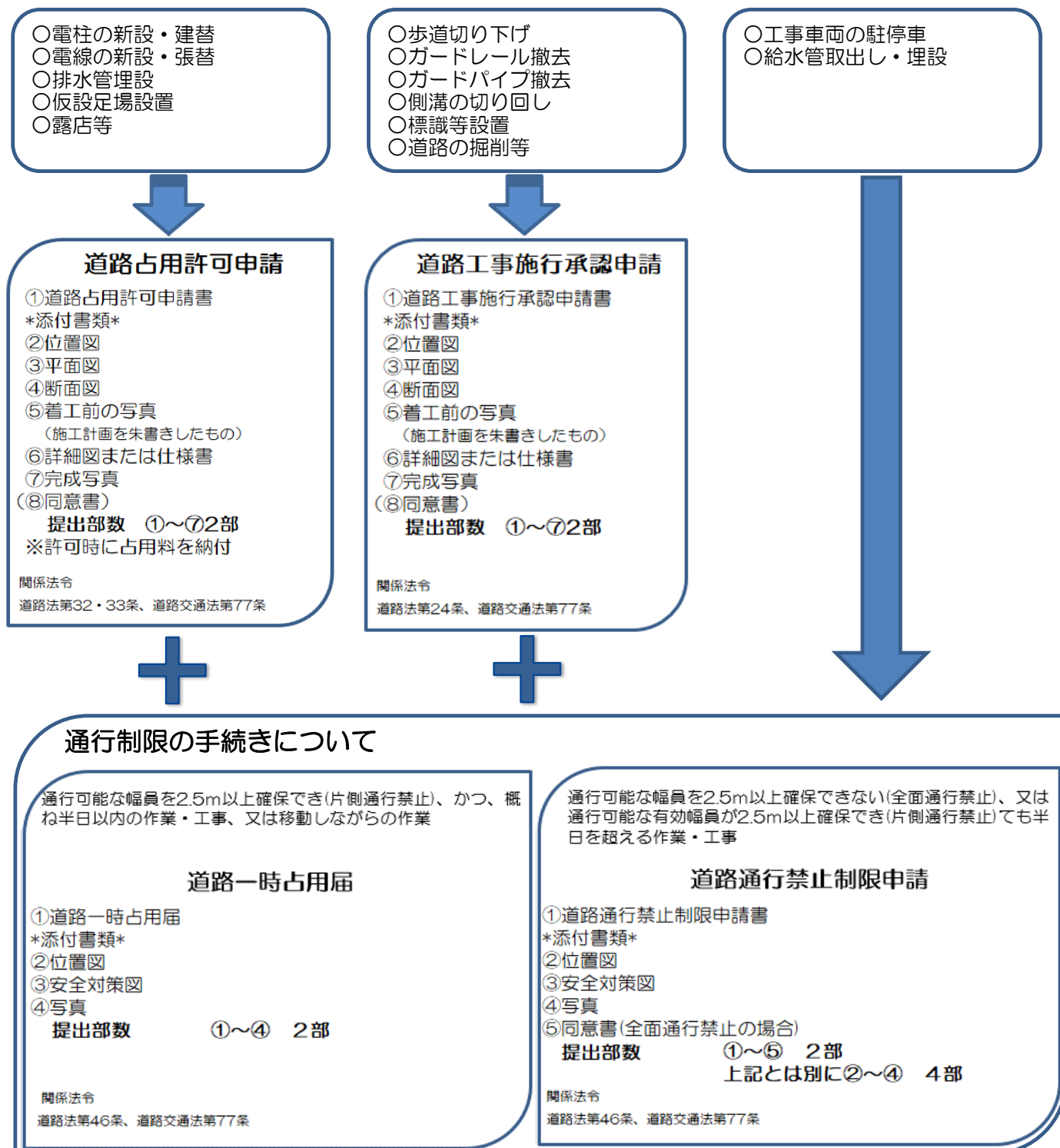


道路での作業、工事に関する手続きについて

道路での作業、工事には市への申請又は届出と警察への使用許可申請の両方が必要です。
警察に道路使用許可申請を提出するときは、市へ申請したこと・届け出たことを証明する書類（受付印を押印した副本）を提示してください。

なお、許可・承認及び指示書発行までは3～5日を要します。余裕をもって手続きを行ってください。

【注意】 行う作業、工事によって手続きが異なります。



周辺住民、関係機関に周知徹底を図り、トラブルにならなうように注意してください

ライフラインに関する作業及び工事の取り扱いについて

- ・片側通行禁止制限で短時間（概ね半日以内）で移動しながら行う恒常的な点検等の作業は、当月末日までに翌月予定分の「道路一時占用届」を提出してください。
- ・災害、事故等により突発工事が生じ、通行制限の必要がある場合は道路管理者に連絡をしてください。